

大学等の認可・届出事項

事 項			平成 14年度まで	平成 15年度から
学校（＋大学院）の設置・廃止			認可	
内部組織	学部, 研究科, 短大学科の設置		認可	学位の種類 分野の変更 無し→届出 有り→認可
	学部, 研究科, 短大学科の廃止		認可	届出
設置者の変更			認可	
内部組織の設置	学部の学科の設置	公立	届出	
		私立	認可	学位の種類 分野の変更 無し→届出 有り→認可
	研究科の専攻の設置 ----- 専攻の課程の変更 修→博など)		承認※	
	高専学科の設置		認可	
	通信教育の開設		認可	
内部組織の廃止	学部の学科の廃止	公立	届出	届出
		私立	認可	
	研究科の専攻の廃止		届出	
	高専学科の廃止		認可	
	通信教育の廃止		認可	
収容定員に係る学則の変更		公立	届出	
		私立	認可	大学全体の収容定員増 無し→届出 有り→認可

学校教育法第4条に基づく事項

学校教育法施行令第23条及び第23条の2に基づく事項

※ 「研究科の専攻の設置」専攻の課程の変更については、これまで、研究科の設置認可時の附款で、大臣への事前の協議→承認事項としていた。